

請 願 文 書 表

9月定例羽生市議会

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	提 出 者	委員会
請 願 第 2 号	R05.08.22	建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願	<p>【請願事項】</p> <p>1. アスベスト建材製造企業の基金拠出金を求め、給付金制度を創設する意見書を提出していただくこと。</p> <p>2. 屋外従事者の救済と責任期間外で給付金制度が受けられない被害者救済を求め、建設アスベスト給付金法改正を求める意見書を提出していただくこと。</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下した。これを受けて国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」を成立させ、令和4年1月から申請受付を開始した。</p> <p>しかし、同法は国による給付金の支給のみを定め、最高裁判決により賠償が確定したアスベスト建材製造企業10社をはじめとしたアスベスト建材製造企業への拠出を定めていないため、給付金の額をはじめとして被害者の全面的な救済に結びついていない。</p> <p>建設アスベスト給付金法の付則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。この評価は、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時のマスコミ報道でも指摘されている。</p> <p>被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度をあらためていない。また建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていない。</p> <p>以上のことから、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要と考え、羽生市議会に国への意見書の提出を求めるものである。</p>	埼玉県行田市若小玉 1536 埼玉土建一般労働組合行田羽生支部 支部長 岩田 政雄	総務文教 委員会

令和 5 年 8 月 22 日

羽生市議会議長 松本 敏夫 様

請 願 者 埼玉土建一般労働組合行田羽生支部
支部長 岩田 政雄
埼玉県行田市若小玉 1 5 3 6

紹介議員 柳沢 暁

建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、
「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の
改正を求める国への意見書を求める請願

【請願事項】

- 1、アスベスト建材製造企業の基金拠出金を求め、給付金制度を創設する意見書を提出してください。
- 2、屋外従事者の救済と責任期間外で給付金制度が受けられない被害者救済を求め、建設アスベスト給付金法改正を求める意見書を提出してください。

【請願趣旨】

建設業従事者のアスベスト被害に対し、令和3年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。

これを受けて国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、令和4年1月から申請受付が開始されました。

しかし同法は国による給付金の支給のみを定め、最高裁判決により賠償が確定したアスベスト建材製造企業10社をはじめとしたアスベスト建材製造企業への拠出を定めていないため、給付金の額をはじめとして被害者の全面的な救済に結びついていません。

建設アスベスト給付金法の付則第2条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされています。この評価は、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時のマスコミ報道でも指摘されています。

被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度をあらためていません。また建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

以上のことから、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要と考え、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

以上、地方自治法の規定により、上記のとおり請願いたします。